

FAX: 03-3523-4909  
下請ガイドライン説明会事務局宛



平成 年 月 日

「下請ガイドライン説明会」開催申込書

以下のとおり、「下請ガイドライン説明会」の開催を希望しますので連絡願います。

団体・企業名等			
所在地	〒		
連絡担当者	役職・氏名		
連絡先	TEL	FAX	
	E-mail		
開催内容	希望業種、時期、場所、参加予定者数など、わかる範囲でご記入ください。		

お預かりした個人情報は、本事業に係るご連絡及び中央会事業のご案内の目的にのみ使用いたします。無断で第三者に情報を提供することはありません。

<お問い合わせ先>

下請ガイドライン説明会事務局 (全国中小企業団体中央会 政策推進部内)

☎ shitauke@mail.chuokai.or.jp TEL: 03-3523-4902

本説明会専用ホームページはこちら

<http://www2.chuokai.or.jp/hotinfo/shitauke-guideline.htm>

平成21年度中小企業庁委託事業



# 「下請ガイドライン説明会」

## 出張開催のご案内

～ 下請ガイドラインをご存知ですか? ～

我が国では、長い歴史の中で定着してきた取引慣行により、親事業者と下請事業者の取引環境の改善がなかなか図られにくい現状にあります。

そこで、業種別の「下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）」の説明会を無料で開催し、ガイドラインの概要や各業界の特性に応じたベストプラクティス事例（理想的な良い取引関係）について普及啓発をすることにより、下請適正取引の推進を図ります。

<b>下請ガイドライン</b> <b>11業種</b> (平成21年3月末現在)	素材材 	自動車 	産業機械・航空機等 
繊維 	情報通信機器 	情報サービス・ソフトウェア 	広告 
建設 	トラック運送 	建材・住宅設備 	放送コンテンツ 

全国中小企業団体中央会  
協力：都道府県中小企業団体中央会、下請ガイドライン事務局

「下請ガイドライン説明会」出張開催のご希望を承っております。

～詳しくは裏面をご覧ください～

## 下請ガイドライン(下請適正取引等の推進のためのガイドライン)とは

親事業者一下請事業者間の“win-win”の関係を構築するため、下請代金法等で問題となりうる行為や下請取引に関するベストプラクティス事例や望ましくない取引慣行について業種別に分かりやすく例示したものです。

平成21年3月までに以下の11業種について策定されており、それ以外の業種についても、平成21年度以降の追加策定が検討されています。

- ① 素形材産業取引ガイドライン
- ② 自動車産業適正取引ガイドライン
- ③ 産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
- ④ 繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
- ⑤ 情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
- ⑥ 情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
- ⑦ 広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
- ⑧ 建設業法令遵守ガイドライン
- ⑨ トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン
- ⑩ 建材・住宅設備産業取引ガイドライン
- ⑪ 放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン

\*各業種別ガイドラインは、以下のホームページでご覧いただくことが可能です。  
<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/guideline.htm> (下請かけこみ寺HP)

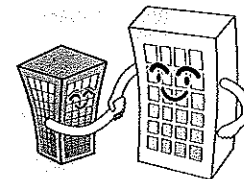
### 下請ガイドラインを通じて取引改善を果たした例 (改善の声)

- ★ガイドライン策定後、ガイドラインを用いて取引先と交渉をしたところ、手形サイトが短縮化された。(素形材・鋳造)
- ★補給品の供給義務期間を明確にルール化した。(自動車)
- ★ガイドライン関連の相談を扱う匿名性を担保した相談窓口を自社や業界団体に設定し、実態把握に努めるとともに、再発防止を徹底することとした。(自動車)
- ★ガイドライン制定を機に、社内の取引再点検を行い、取引先への注文書発行の徹底、納期管理、相互の連絡情報交換の徹底、価格決定まできちんと交渉に応じることを実践させている。(産業機械・航空機等)
- ★環境規制の強化にともない対策に掛かる費用について相談し、管理費用の増加分を踏まえて、下請代金発注価格を協議することとした。(情報通信機器)
- ★契約を書面で出来るようになり、以前は多かった後値決め(発注時より後から単価を決めること)や、歩引き(割引)といった不正取引が無くなり収益が改善した。(繊維)
- ★契約内容変更等の指示について電話による連絡が多かったが、受発注EDIの活用により、書面交付をしてもらえるようになった。(情報サービス・ソフトウェア)
- ★ガイドラインの策定を受けて、業界として「下請法ガイドブック」を作成することとし、下請法の遵守を徹底することとした。(広告)

### ベストプラクティス・望ましい取引事例

- ◎ 不良品の原因分析を行い改善提案を実施
- ◎ 購買取引行動指針の制定
- ◎ 補償に関する適切な責任分担
- ◎ 仕様等の十分な確認・協議
- ◎ 情報開示の推進
- ◎ 事業間の十分な協議による取引対価の設定
- ◎ 中小企業で働く労働者等への配慮

“win-win”



## 「下請ガイドライン説明会」を開催しませんか？

“「下請ガイドライン」の内容を知って取引改善に活用したい！”  
 “会員・社員に周知するため、説明会を出張開催してほしい！”  
 などのご希望を承ります。

説明会の実施についてご希望・ご関心のある事業者・業種別団体の方は、『開催申込書』(裏面)をご送付いただくか、事務局宛にお気軽にお問い合わせ下さい。

事務局より最寄りの中央会又は下請かけこみ寺へ連絡の上、開催日時及び場所の設定等についてご相談させていただきます。

### <説明会開催イメージ>

- 対象者：下請事業者及び親事業者の外注(購買)業務を管理する者等  
 \*下請ガイドライン未策定業種の事業者も可能です
- 実施期間：平成22年1月末まで
- 説明内容：登録講師(弁護士・中小企業診断士)による下請代金法、業種別ガイドライン、ベストプラクティスの概要説明等(所要：約2時間)
- 開催形式：単独開催をはじめ、団体役員会・社員研修などの他行事に合わせた開催も可能
- 最少催行人数：10名程度(開催申込は1名より可能です。事務局にて業種毎に人数をとりまとめのうえ開催させていただきます。)
- 開催費用：講師派遣、会場、テキスト代無料(但し、説明会開催場所への交通費は参加者の負担となります)

### 【参考】

「下請代金支払遅延等防止法」を理解して、コンプライアンスを意識した経営を！  
 下請代金法トップセミナー(下請代金法経営者層向け講習会)も開催しています

開催日程・会場は  
 こちらから

下請代金法トップセミナー事務局 ☎shitauke@mail.chuokai.or.jp

下請 トップセミナー

検索